

防官文第 7 6 7 6 号  
令和 7 年 3 月 2 7 日

各 局 長  
統 合 幕 僚 長 殿  
防衛装備庁長官

大臣官房長  
(公印省略)

緊急事態等が発生した際の速報についてに規定する大臣官房長が  
別に定める内閣参事官について (通知)

標記について、緊急事態等が発生した際の速報について (防官文第 2 6 2 3 号。  
2 0 . 3 . 7 ) 4 ( 1 ) の規定に基づき、別紙のとおり定めたので、通知する。  
なお、緊急事態等が発生した際の速報についてに規定する大臣官房長が別に  
定める内閣参事官について (防官文第 7 1 5 6 号。0 5 . 3 . 3 0 ) は廃止する。

関連文書：防官文第 2 6 2 3 号 ( 2 0 . 3 . 7 )  
添付書類：別紙  
配布区分：大臣官房各課長、訟務管理官及び参事官

別紙

緊急事態等が発生した際の速報について（防官文第2623号。20.  
3. 7）の1並びに2（1）エ及びオに規定する大臣官房長が別に定める内閣  
参事官は次のとおりとする。

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）      伊藤      充希